

令和3年度版

環境報告書

「いちのせきの環境概要」

(令和2年度実績)



一 関 市

— 目 次 —

はじめに

一関市環境基本計画	1
基本方針1 地球温暖化対策の推進	3
1 新エネルギーの導入・省エネルギーの取組	
2 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取組	
3 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況	
4 公共施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況	
5 一関地球温暖化対策地域協議会の活動	
6 一関市役所地球温暖化対策実行計画	
基本方針2 水と緑豊かな自然環境との共生	14
1 水質の状況	
2 大気の状態	
3 騒音の状況	
4 振動の状況	
5 環境保全協定（公害防止協定）	
6 環境に関する苦情の状況	
7 放射線の状況	
8 森林整備の状況	
基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり	29
1 廃棄物の収集・処理の状況	
2 有価物集団回収の状況	
3 生ごみ減量機器購入補助の状況	
4 食品ロス削減に向けた取組	
5 使用済小型家電回収・古着回収の状況	
6 ごみ問題対策巡視員の取組	
7 不法投棄の状況	
8 ポイ捨て防止条例	
基本方針4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり	33
1 景観形成に関する取組	
2 公園緑地の整備状況	
3 空家対策の状況	

基本方針5	環境を考え、行動する人づくり、組織づくり	34
1	環境教育事業	
2	小中学校での環境に関する取組	
3	花いっぱい運動	
4	公衆衛生組合連合会の取組	
5	アドプト（養子縁組）協定の締結	
環境基本計画指標	37
資料	39
1	森林愛護団体の取組	
2	市・民間団体などが実施した環境関連事業	
3	小中学校での環境に関する取組	
4	一関市環境基本条例	
5	一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例	

はじめに

私たちの暮らしを取り巻く環境は、大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物処理などの身近な日常生活に関わるものから、地球温暖化や資源の枯渇など地球規模のものまで、多くの課題を抱えております。

東日本大震災をきっかけとして、太陽光発電などの再生可能エネルギーの重要性や省エネルギーの必要性があらためて認識され、私たち一人ひとりが、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の抑制と、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮に取り組み、持続可能な社会の実現のため行動していくことが求められております。

そのような中、国においては、令和2年10月に、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言したところであり、地球温暖化問題に対する国の姿勢が明確になりました。

当市では、令和3年2月に、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言し、同年3月には、「一関市環境基本計画」の改定及び令和3年度を始期とする新たな「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」の策定を行いました。

さらに、令和4年度には、当市の自然的、社会的条件に応じて、市内から排出される温室効果ガスの削減を総合的、計画的に推進するため、「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の策定を予定しており、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの達成や資源・エネルギー循環型のまちづくりの取組をより一層推進してまいります。

この報告書は、一関市環境基本条例第9条の規定に基づき、令和2年度に実施した施策の取組状況や、環境の状況、数値目標の達成状況などを公表するものです。市民の皆さんが環境に対する関心をさらに高めていただき、当市の豊かな環境を未来に引き継ぐための一人ひとりの取組につなげていただければ幸いです。

令和4年3月

一関市長 佐藤善仁

一 関 市 環 境 基 本 計 画

この基本計画は、一関市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定しているものです。

環境基本計画は、「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」を目標に掲げ、その実現のため、5つの基本方針を以下のように定めます。

基本方針は、目標を達成するため、環境に関するまちづくりの方向性を示すものです。5つの基本方針ごとに、具体的な施策の方向性を示す基本施策を対応させるとともに、重点的な取組として、5つの基本方針を横断する3つの重点プロジェクトを位置づけます。

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間です。

なお、「一関市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」策定に合わせた指標の見直し及び「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン（令和3年度～令和7年度）」策定にかかる名称の修正や文言整理のため、令和3年3月に改定しました。



◇ 計画の推進について

市は、計画の推進にあたって、市民や事業者などが環境保全活動へ積極的に取り組めるよう、環境保全団体の育成支援などに努めます。

また、関係者が相互に連携しながら取組を進めるためには、情報共有と相互協力が必要となります。そのため、それぞれが情報公開に努めるとともに、交流の契機を創出できるよう、環境教育や意識啓発イベント等に重点を置いた取組を推進します。

■環境報告書の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■対象範囲

環境報告書の対象範囲は、「一関市環境基本計画」に基づき、次に示すとおりとします。

環境の要素	具体例
地球環境	地球温暖化、エネルギー
自然環境	森林、生態系、生息空間
都市・農村環境	公園緑地、景観、環境保全型農業、住環境、里山
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護
大気	大気質、悪臭
音・振動	騒音、振動
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

1 新エネルギーの導入・省エネルギーの取組

地球温暖化防止のためには、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができる新エネルギーの活用や、家庭・業務・運輸・産業の各部門における省エネルギーの推進が必要です。

市では、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、平成 21 年度に「新エネルギービジョン」、平成 22 年度に「省エネルギービジョン」を策定し、これに基づき新エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進してきました。

「新エネルギービジョン」及び「省エネルギービジョン」は、令和 2 年度が最終年度であることから、両ビジョンで掲げた具体的な施策から、継続して取り組むことが必要な施策を引き継ぎつつ、包含した「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン（令和 3 年度～令和 7 年度）」を令和 3 年 3 月に策定し、新エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進しています。

2 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取組

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、太陽光などの自然エネルギーとともに、市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源として有効活用していく必要があります。

市では、地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりに向けて、平成 27 年 10 月に「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」、平成 29 年 11 月に「資源・エネルギー循環型まちづくりアクションプラン」を策定し、各種施策を推進してきました。

しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、取組を実施することができませんでした。

市は、令和 3 年 2 月に、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

令和 3 年 3 月には、「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定し、取組方針を示すとともに、取組方針に応じた具体的取組（アクションプラン）を一覧としてまとめました。2050 年二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、これらの取組を推進していきます。

いかす つなぐ つくる

資源・エネルギー好循環のまち いちのせき

いかす

新エネルギーのさらなる活用とともに、地域で発生する廃棄物やバイオマスなどの、再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。

- ①市民、事業者、行政が連携し、新たなエネルギー資源の掘り起こしに努めます。
- ②木質・畜産バイオマスの活用を促進します。
- ③廃棄物の再資源化・減量化に努めながら、地域の新たなエネルギー資源として活用します。

つくる

地域資源から、効果的にエネルギーを創出します。

- ①市民、事業者、行政が連携し、地域の特性を活かしたエネルギーの創出に努めます。
- ②エネルギーの創出に当たっては、環境に配慮しながら進めます。
- ③低コストで効率的なエネルギーの創出に努めます。

つなぐ

創出されたエネルギーを地域内で有効活用し、豊かな環境を次世代に引き継ぎます。

- ①公共施設などへ地域資源エネルギーの導入を推進します。
- ②地域資源エネルギーを活用した施設を整備し、地域の賑わいづくりにつなげます。
- ③エネルギーの地域内循環の取組を推進し、エネルギー自給率を高め、災害に強いまちを目指します。
- ④バイオマス産業都市構想に基づく取組を推進し、産業の振興と雇用の創出につなげます。
- ⑤環境教育の充実を図り、人材の育成に努めます。

3 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況

平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム導入促進費補助事業を実施しています。さらに平成 29 年度からは、太陽熱及び地中熱利用設備についても補助対象としたところです。

直近 3 年間の補助金交付実績は次のとおりです。

○住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付実績

年 度	太陽光発電設備			太陽熱利用設備		地中熱利用設備
	件数	補助額(千円)	平均出力(kW)	件数	補助額(千円)	件数
H30 年度	66	6,351	6.5	—	—	—
R 元年度	57	5,406	6.7	1	30	—
R 2 年度	44	4,224	6.8	—	—	—

※ 太陽光発電設備の補助額：1kWあたり2万円（上限10万円）

資料：生活環境課

太陽熱利用設備の補助額（上限額）：強制循環型 5万円、自然循環型 3万円

地中熱利用設備の補助額（上限額）：ヒートポンプシステム 30万円、その他 10万円

4 公共施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

市では、公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進しています。

公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況は以下のとおりです。

(1) 太陽光発電導入状況（平成 17 年度以降）

導入年度	施設名称（設置場所）	出力(kW)	蓄電池容量(kWh)
H17 年度	花泉中学校	10.0	
H22 年度	南小学校	19.5	
	涌津小学校	19.5	
	萩荘中学校	19.5	
H23 年度	川崎中学校	5.0	
H24 年度	大東小学校	10.0	
	曾慶保育園	5.0	
	一関北消防署	10.0	
H25 年度	千厩中学校	20.0	15.0
	東山中学校	20.1	
	花泉図書館	10.0	
	一関図書館	120.0	14.7
	一関あおば保育園	5.0	
H26 年度	山目小学校	20.0	
	磐井中学校	15.0	
	一関北消防署東山分署	5.0	
	一関保健センター	20.0	22.0
	山目市民センター	5.0	4.4
	永井市民センター	5.4	5.0
	千厩市民センター	5.0	4.4
	猿沢診療所	10.5	8.8
大東支所	10.0	11.0	

導入年度	施設名称（設置場所）	出力(kW)	蓄電池容量(kWh)
H27年度	川崎支所	20.0	15.0
	奥玉ふるさとセンター	5.1	5.0
	室根診療所	10.2	9.6
	東山保健センター	5.1	5.0
	藤沢市民センター	5.1	5.0
	サン・アビリティーズ一関	5.0	5.0
	涌津市民センター	5.0	5.0
	大東コミュニティセンター	5.0	5.0
	東山総合体育館	5.0	5.0
	室根ふるさとセンター	5.0	5.0
	一関南消防署藤沢分署	5.0	
H29年度	千厩小学校	20.0	
	道の駅むろね	4.9	
R元年度	東山小学校	10.0	

資料：生活環境課、都市整備課

(2) 地中熱利用設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	設備内容
H25年度	花泉図書館	地下100mまでチューブを埋設。管内の液体を地下水と熱交換し館内の冷暖房に使用。 (10kW×8基)
H26年度	一関図書館	地下1.5mにチューブを埋設し、熱交換した空気を館内に送風。

資料：生活環境課

(3) 木質バイオマス利用設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
H17年度	興田小学校	木質ペレットボイラー581kW
H29年度	千厩小学校（H30年4月開校）	チップボイラー200kW＋灯油ボイラー233kW
R元年度	東山小学校（R2年1月新校舎利用開始）	チップボイラー200kW＋灯油ボイラー233kW

資料：生活環境課

(4) 電気自動車充電設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
H29年度	道の駅むろね（H30年4月開設）	急速充電器50kW（1台）

資料：生活環境課

(5) 外灯等

導入年度	設置場所（設置内容）
H21 年度	市役所本庁舎（外灯：太陽光発電 168W×4 基）
	大原小学校（外灯：太陽光発電 120W+風力発電 30W×1 基）+外灯 2 基
	道の駅かわさき（防犯灯、照明用）0.6 kW+風力 1 kW
H22 年度	防犯灯（LED 灯交換：574 灯）
H23 年度	一関市仮設住宅（外灯：LED 灯×10 基）
	街路灯（LED 灯交換：11 基）
	一関駅西口北駐車場照明灯（太陽光発電 LED 灯：2 基）
H24 年度	庁舎ほか照明灯（ハイブリットソーラー LED 外灯：20 基）
	花の小道整備事業（ソーラー街灯：3 基）
	防犯灯（LED 灯交換：240 灯）
H25 年度	釣山公園駐車場照明灯（ソーラー外灯：4 基）
H26 年度	防犯灯（LED 灯交換：808 灯）
	市管理公園照明の LED 化(15 基)
	磐井中学校進入路等 LED 防犯灯設置（15 基）
H27 年度	防犯灯（LED 灯交換：844 灯）
H28 年度	防犯灯（LED 灯交換：873 灯）
H29 年度	防犯灯（LED 灯交換：902 灯）
H30 年度	防犯灯（LED 灯交換：769 灯）
R 元年度	防犯灯（LED 灯交換：717 灯）
R 2 年度	防犯灯（LED 灯交換：544 灯）

資料：生活環境課

(6) 省エネルギー設備導入状況

導入年度	事業名称	導入場所・内容等
H21 年度	本庁舎エレベーター改修	インバータ制御化
	本庁舎照明改修	蛍光管交換
	本庁舎 1 階樹脂サッシ設置	1 階北側窓
	屋外用照明灯(公園灯)設置	厳美公園：公園灯 3 基 (LED 内蔵 58.8W)
H23 年度	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ：LED 灯に交換
	本庁舎照明改修工事	省エネ蛍光管、LED 灯に交換
	本庁舎変電設備改修工事	高圧変電トランスを省エネ型に交換
	本庁舎地下室冷却ポンプ等交換工事	高効率モーターに交換
	東山支所照明改修工事	LED 灯に交換
H24 年度	千厩支所照明改修工事	LED 灯に交換
	花泉総合福祉センター	LED 灯に交換
	本庁舎非常用発電設備更新	放水式からラジエーター方式に交換
	本庁舎冷温水ポンプ交換	高効率モーターに交換

H25 年度	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ：LED灯に交換
	花泉支所照明改修工事	LED灯に交換
	本庁舎議場空調設備改修工事	省エネ型設備に交換
	本庁舎高架水槽用揚水ポンプ更新工事	高効率モーターに更新
	千厩支所庁舎外部照明灯更新工事	LED型外灯設置
	千厩支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
H26 年度	なのはなプラザ照明改修工事	LED灯に交換
	金沢小学校照明改修工事	LED灯に交換
	空調設備改修工事	省エネ型空調設備に更新（西部・花泉学校給食センター、小梨公民館）
H27 年度	真湯温泉センターコテージ暖房機交換工事	省エネ型設備に交換
	矢ノ目沢公園他照明改修工事	LED灯に交換（9公園）
H28 年度	花泉総合福祉センター受電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関市総合体育館自動給水ポンプ交換工事	トッランナーモータを搭載した給水ユニットに更新
	石と賢治のミュージアム照明設備改修工事	LED灯に一部交換
H29 年度	渋民市民センター移転整備等工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	中里小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	巖美小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	川崎小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関文化センターエレベーター改修工事	インバータ制御化
H30 年度	花泉支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
R 元年度	大東支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	大東バレーボール記念館受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	東山保健センター受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	室根支所受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	黄海小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	新沼小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	川崎中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	滝沢小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関東中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	弥栄小学校空調設備設置工事	変圧器更新（トッランナー型）
	川崎小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	金沢小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	南小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トッランナー型）

R 元年度	萩荘中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	興田中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	猿沢小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	大東小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	厳美小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	厳美中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	中里小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	赤荻小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	磐井中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	舞川中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	大原中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	萩荘小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	花泉小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	千厩中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	室根東小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	室根西小学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）
	室根中学校空調設備整備工事	変圧器更新（トップランナー型）

資料：生活環境課、都市整備課

5 一関地球温暖化対策地域協議会の活動

「健全で恵み豊かな地球環境の保全と創造」を基本理念に、住民・事業者・行政が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的として、平成19年3月に設立されました。令和2年度の主な活動内容は以下のとおりです。

開催日	主な活動内容
8月30日	いちのせき市民フェスタでの展示等（来場者：28名） 内容：地球温暖化に関するパネル展示、アンケート
10月15日	広報e c o（第29号）の発行 内容：新型コロナと地球温暖化—人類と地球の未来をかけた2つのたたかい—他
12月2日	一関市長に施策提言書を提出 内容：3回目となる施策提言書（6分野28項目）を提出
2月6日	脱炭素な暮らし事例発表会（参加者：65名） 内容：脱炭素な暮らしを実践している世帯の取組の発表会
3月14日	ゼロ・エネルギー住宅（ZEH）見学会（参加者：12名） 内容：会員企業が施工中のZEH住宅の見学
3月15日	広報e c o（第30号）の発行 内容：温暖化対策の提言書を提出 他

資料：生活環境課



脱炭素な暮らし事例発表会

6 一関市役所地球温暖化対策実行計画

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律、一関市環境基本条例、環境基本計画に基づき、地球温暖化対策の取組を積極的に推進するため、温室効果ガスを令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減することなどを目標とする「一関市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス等の削減に取り組んでいます。

令和2年度の温室効果ガスの排出状況は、前年度と比較すると約1.9%減少し、年々減少傾向にあります。これは、当市の二酸化炭素排出量の多くを占める電気の使用量が減少していること、また、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電の導入が進んだことに伴う電力会社の二酸化炭素排出係数が低くなったこと、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民利用施設等の利用制限などにより、エネルギー利用が減少したことや、W e b会議の普及などにより公用車の燃料使用が減少したことが要因と考えられます。

部門別の温室効果ガスの排出状況では、市民利用施設部門、消防施設部門で減少しました。

(1) 一関市職員エコアクション

エコアクション1	省エネルギーに努めます
エコアクション2	公用車の適正利用に努めます
エコアクション3	省資源、リサイクルを推進します
エコアクション4	公共施設の整備、維持管理にあたっては、環境に配慮します
エコアクション5	職員の意識を高め、環境配慮行動を促進します
エコアクション6	その他事務・事業 [※] に関する取組を行います

※エコアクション6のその他事務・事業：(1)グリーン購入の推進、(2)公共工事関連対策、(3)市民・事業者との連携の3項目

(2) 令和2年度実績について

二酸化炭素排出量は、エネルギー・燃料の使用量に、地球温暖化対策推進法施行令第3条及び別表第一に定める温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数[※]を乗じて算出しています。

なお、「電気」については東北電力株式会社の設定する係数を使用しています。

※単位発熱量×炭素排出係数×44/12 で求められます。下表では電力の係数を除き、小数第三位以下を四捨五入して示しています。

(参考) 令和2年度実績値における温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数

算定項目	種別	排出係数	単位
庁舎・施設からの二酸化炭素排出量	灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
	重油	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
	LPG	3.00	kg-CO ₂ /m ³
	都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /Nm ³
	電気	0.519	kg-CO ₂ /kWh
公用車利用による二酸化炭素排出量	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ

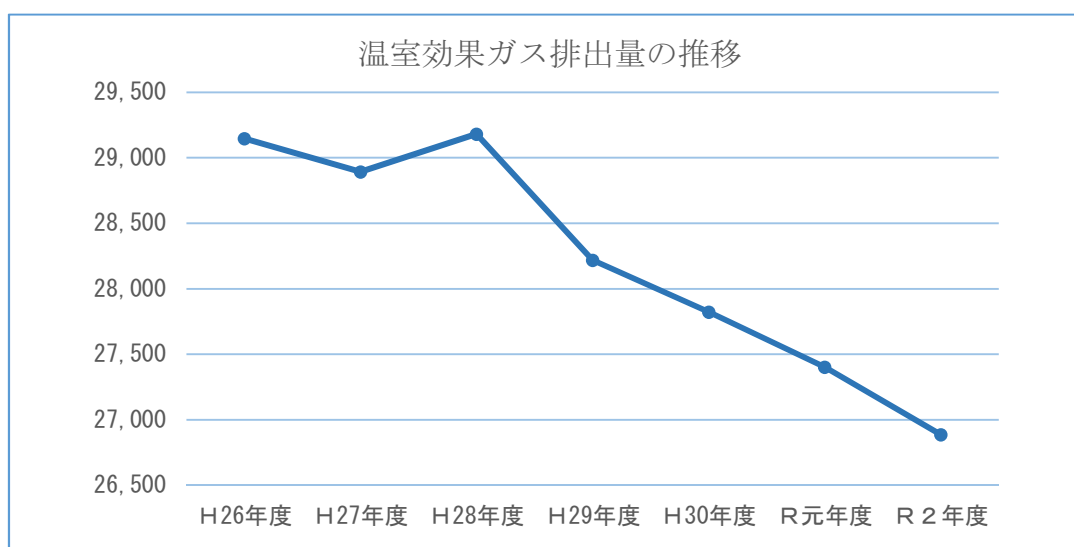
※参照「H29年3月環境省総合環境政策局環境計画課 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0」

※燃料等使用量に排出係数を乗じて計算しても排出量内訳と合致しません。これは燃料使用時に、二酸化炭素以外の温室効果ガスが排出されたものを、二酸化炭素を基準とした排出量の数値に置き換え、二酸化炭素排出量に加算したことによるものです。

① 温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算排出量）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
二酸化炭素(CO ₂)	29,089	28,832	29,106	28,150	27,752	27,335	26,823
メタン(CH ₄)	9	10	9	9	11	10	10
一酸化二窒素(N ₂ O)	41	44	57	52	50	48	44
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	9	8	9	9	10	10	10
合計	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887



② 部門別温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

部門別	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
オフィス部門	2,553	2,392	2,460	2,503	2,324	2,237	2,267
市民利用施設部門	10,947	11,318	11,159	10,784	10,922	10,763	9,753
学校施設等部門	6,687	6,291	6,671	6,600	6,128	6,051	6,267
消防施設部門	699	840	853	879	752	708	640
水道施設部門	7,095	6,915	6,904	6,437	6,753	6,704	6,937
下水道施設部門	1,167	1,138	1,134	1,017	944	940	1,023
合計	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887

③ 事業別温室効果ガス排出量内訳の推移

単位：t-CO₂

事業別	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
燃料等の使用	27,468	26,905	26,948	26,039	25,564	25,261	24,899
うち電気の使用	22,529	21,635	21,958	21,071	20,930	20,522	20,400
うちその他の燃料等の使用	4,939	5,270	4,990	4,968	4,634	4,739	4,499
公用車の使用	1,389	1,696	1,833	1,773	1,846	1,736	1,613
廃棄物の排出(廃プラスチックの焼却)	75	67	186	200	192	186	183
水道の使用	216	226	214	208	221	220	193
合計	29,148	28,894	29,181	28,220	27,823	27,403	26,887

④ 使用量等実績

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
燃料	灯油(kℓ)	964	1,045	960	962	887	867	850
	重油(kℓ)	779	822	786	796	725	808	726
	LPG(m ³)	57,237	60,671	66,342	55,411	64,969	50,361	43,693
	都市ガス(m ³)	49,388	46,990	46,060	47,390	44,433	48,398	52,909
	電気(kWh)	38,490,690	39,113,399	40,100,573	40,691,482	40,062,215	39,736,519	39,676,793
公用車	ガソリン(kℓ)	253	243	270	226	227	224	205
	軽油(kℓ)	305	441	466	473	500	461	429
廃棄物の排出(廃プラスチックの焼却)量(t)	27.0	23.8	66.7	71.5	68.8	66.7	65.5	
水道の使用量(m ³)	293,972	317,066	301,799	314,062	316,069	313,966	269,478	

⑤ 今後の取組

平成20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、改正省エネ法)により、市役所においては市長部局(水道事業含む)と教育委員会が特定事業者として指定を受け、5年度間で年度平均1%以上の低減が努力義務となっています。

エコアクションの推進を継続するとともに、改正省エネ法への対応と合わせて各部署及び公共施設における省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生

1 水質の状況

(1) 河川等水質測定結果（BOD年平均値）【測定機関：国・岩手県】

本市を流れる河川や排水路等の測定地点及び測定結果は、以下のとおりです。

単位：mg/L

河川名	地域区分	測定地点名	類型 (環境基準)	測定機関	H30年度	R元年度	R2年度
北上川	一関	千歳橋	A	国交省	1.0	1.1	1.0
	川崎	北上大橋			0.9	1.0	0.9
	花泉	北上川橋			1.1	1.1	0.9
磐井川上流	一関	長者の滝橋	AA	岩手県	0.5	<0.5	<0.5
磐井川中流		上の橋	A	国交省	0.6	0.8	0.7
磐井川下流		狐禅寺橋	C	国交省	0.9	1.0	1.1
久保川		赤子橋	A	岩手県	0.8	0.5	0.9
吸川		水門	—		7.9	8.5	6.7
金流川	花泉	天神橋	A	岩手県	1.1	1.1	1.0
		川ノ口橋			1.5	1.6	0.9
有馬川		金流橋	A		1.0	1.0	0.8
磯田川		沼畑橋	—		1.1	1.3	1.1
砂鉄川	東山	生出橋	A	国交省	<0.5	0.5	0.5
	川崎	門崎橋			0.6	0.7	0.7
曾慶川	大東	雲南田橋	—	岩手県	0.9	1.0	0.8
千厩川上流	千厩	久伝橋	A		0.7	0.7	0.8
		宮田橋			0.6	0.6	0.8
千厩川下流		松形橋	C		2.2	2.6	2.1
		水門			1.8	1.9	1.5
大川	室根	宮城県境	A		0.6	0.5	0.8
津谷川		千代ヶ原橋	—		0.7	<0.5	0.5
黄海川	藤沢	樋口橋	A	0.6	0.7	0.6	

※ 類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10mg/Lを適用している。

(2) 河川等水質測定結果 (BOD年平均値) 【測定機関：一関市】

単位：mg/L

河川名	地域	測定地点名	R 2年度	河川名	地域	測定地点名	R 2年度
磐井川	一関	大久保橋	0.5	鳥海川	大東	小黒滝付近	0.5
久保川		長倉	0.6	山口川		山口川・払川合流点	0.67
小猪岡川		大森橋	0.57	間明田川		曾慶川合流点	0.5
市野々川		落合橋	0.5	久子沢川		久子沢付近	0.5
栃倉川		栃倉	0.73	市道川		鈴昭製材所付近	0.5
滑り川		合流点	2	猿沢川		観福寺橋付近	0.5
五代川		石畑橋	1.03	当摩川		登瀬橋	0.5
滝沢川		町田橋	0.83	山谷川	東山	山谷中ノ橋	0.5
番台川		谷起橋	0.83	林川		中ノ屋敷橋	0.65
笹谷川		放流口・桃ノ湯	0.97	石蔵川	川崎	布佐川河口	0.57
笹谷川		東屋前	1	風呂川		風呂川	0.5
五間堀		南豊隆地内	1.7	御滝川		旧門崎小学校前	0.53
神田排水路		吸川合流前	1.47	千厩川	千厩	刈屋野	1.33
吸川		千刈田橋	0.87			梅田橋	4.15
		旭橋	0.97		川崎	塞の神橋	1.48
		駅裏	1.3	千厩	東中沢	1.03	
沢川		青果市場	1.6	仏坂川	西中沢	0.87	
新山川		駅裏	0.93	加妻川	川崎	加妻橋	0.8
武士川		東北線交差	1.57	大平川	千厩	上荒井	0.6
照井堰		水門	5.2	南小梨川		中ノ沢	0.77
	豊料	0.55	砂子田川	藤沢	銭塚地内	0.7	
	鶴巻	0.7	新沼川		石合橋	1.6	
三反田	0.5	天ヶ沢川	八景下地内		1.5		
大江堰	打ノ目	0.65	荷蔵沢	川崎	荷蔵沢	4.25	
砂鉄川	大東	西口橋付近	0.5	巻大沢川	川崎	巻畑	0.7
		横屋橋付近	0.5	上油田川		柳沢	0.77
		館下橋付近	0.5	磯田川	花泉	蒲沢	1.1
		高橋橋	0.5	刈生沢川	瀬脇橋	0.83	
	東山	流矢橋	0.5	黄海川上流	藤沢	学文路橋	0.67
		げいび溪下流	0.5	黄海川中流		玉川地内	0.77
		西前橋	0.53	山谷川		市ノ沢橋	1.87
	十二木橋	0.6	相川(柳立川)		館ヶ森橋	0.5	
曾慶川	大東	百目木橋付近	0.5	大川	室根	本町橋	0.73
興田川		日蔭橋付近	0.5			津谷川	岩田橋
		桜橋付近	0.5	糠沢川		月見橋	0.6
		中林橋付近	0.5	二股川		古金生	0.5
鳥海川		丑石橋付近	0.53			藤沢	千松停留所前

(3) 事業所等排水の水質検査結果

市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業所等、16事業所の排水の水質検査を実施しています。

排水基準への適合状況は以下のとおりです。

なお、不適合の事業所に対しては、設備の点検、改修や水質検査結果の報告など、改善に向けた指導を行っています。

○排水基準適合状況（令和2年度）

調査事業所数 (A)	自主基準*適合 事業所数 (B)	自主基準*不適合 事業所数 (C)	適合率 (%) B/A×100
16	16	0	100%

※市・事業者間で締結している環境保全（公害防止）協定で定めた排水基準

資料：生活環境課

(4) 水生生物調査の実施状況

水生生物調査とは、川にすむ指標生物（肉眼で見ることのできる大きさの生物）の生息状況を調べ、その結果から川の水質の状況を知ろうとするものです。

令和2年度は小学校（8校）や各団体（5団体）において調査が行われ、参加者は延べ336人でした。なお、調査結果は「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」に活用されています。

○水生生物調査実施団体

地域	団体名	調査河川名	調査結果 (水質階級)	参加者数 (延べ)
一関	一関小学校	磐井川	I	102
	舞川自然クラブ	番台川	I	6
	弥栄小学校	北沢川	II	13
	一関保健福祉環境センター環境衛生課	市野々川	I	2
花泉	金沢市民センター（金沢ふるさと協議会）	有馬川	I	34
	花泉小学校	金流川	I	21
	老松みどりの郷協議会	藤田川	II	23
大東	猿沢小学校	猿沢川	I	12
	大原小学校	砂鉄川	III	14
	大東小学校	砂鉄川	I	41
室根	室根西小学校	津谷川	I	20
	室根町第19区自治会	津谷川	I	26
	室根東小学校	大川	I	22

資料：岩手県

○指標生物と水質階級

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類、オオシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナ類	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

(5) 汚水処理施設の整備状況

家庭から出る生活排水などによる水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水やコミュニティプラントの維持管理を行いました。

また、下水道事業計画区域外にある個人住宅への浄化槽設置件数は、172件でした。

令和2年度末における市全体の汚水処理人口普及率（行政人口に対する処理が可能な人口の割合）は、前年に比べ1.6%増加の69.0%、水洗化率（処理が可能な人口に対する水洗化人口の割合）は、1.2%増加の91.0%となっています。

令和2年度末における各地域の汚水処理施設の整備状況は次ページのとおりです。

○汚水処理施設整備状況（令和2年度末）

地域名	一関地域	花巻地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域	藤沢地域	市全体	
R2年度末行政人口	55,455	12,490	12,602	10,299	6,242	4,636	3,436	7,479	112,639人	
公共下水道	事業名	磐井川流域関連一関公共下水道	特定環境保全公共下水道花巻処理区	特定環境保全公共下水道稽沢処理区	特定環境保全公共下水道大原処理区	単独公共下水道千厩処理区	単独公共下水道東山処理区	特定環境保全公共下水道川崎処理区		
	計画面積	1,840ha	160.9ha	91ha	67ha	241.5ha	288ha	55ha	2,743ha	
	計画人口	37,830人	3,600人	1,500人	800人	3,200人	2,400人	500人	49,830人	
	計画目標年次	R12(2030)	R12(2030)	R22(2040)	R22(2040)	R17(2035)	R22(2040)	R22(2040)		
	着手年度	S56(1981)	H3(1991)	H6(1994)	H13(2001)	H13(2001)	H6(1994)	H11(1999)		
	処理場名	一関浄化センター(岩手県)	花巻クリーンセンター	稽沢浄化センター	大原浄化センター	千厩浄化センター	東山浄化センター	川崎浄化センター		
	供用開始年度	H2(1990)	H7(1995)	H13(2001)	H17(2005)	H23(2011)	H13(2001)	H18(2006)		
	既認可面積	1,321.0ha	160.9ha	91.0ha	65.9ha	116.0ha	268.4ha	55.0ha	2,078.2ha	
	既認可期間	R4	R9	R9	R9	R9	R9	R9		
	整備面積	1,113.5ha	142.7ha	91.0ha	63.7ha	85.2ha	260.0ha	55.0ha	1,811.1ha	
	処理面積	1,113.5ha	142.7ha	91.0ha	63.7ha	85.2ha	260.0ha	55.0ha	1,811.1ha	
	処理人口	32,949人	3,612人	2,042人	1,244人	1,871人	3,858人	729人	46,105人	
	地区合計	32,949人	3,612人	3,286人	1,671人	3,858人	3,858人	729人	46,105人	
	普及率(処理人口/行政人口)	59.4%	28.9%	26.1%	16.2%	61.8%	21.2%	40.9%		
水洗化人口	29,551人	2,800人	1,724人	905人	964人	3,335人	527人	39,806人		
地区合計	29,551人	2,800人	2,829人	964人	3,335人	3,335人	527人	39,806人		
水洗化率(水洗化人口/処理人口)	89.7%	77.5%	80.0%	57.7%	86.4%	72.3%	86.3%			
整備率(整備面積/計画面積)	60.5%	88.7%	98.0%	35.3%	90.3%	100.0%	66.0%			
農業集落排水	地区名	西黒沢地区	原前処理区	白崖処理区	日影処理区	興田地区	猿沢地区		七日町地区	二日町地区
	計画面積	19ha	27ha	25ha	36ha	27ha	21ha		10ha	21ha
	計画人口	830人	1,020人	1,160人	700人	1,350人	1,040人		410人	710人
	処理場名	西黒沢地区農業集落排水施設	原前クリーンセンター	白崖クリーンセンター	日影クリーンセンター	興田浄化センター	猿沢浄化センター		七日町地区農業集落排水施設	二日町地区農業集落排水施設
	供用開始年度	H14	H11	H6	H8	H13	H17		H11	H19
	処理人口	676人	563人	504人	337人	508人	551人		215人	381人
	地域合計	676人	1,404人	1,404人	1,059人	1,059人	551人		596人	3735人
	普及率(処理人口/行政人口)	12%	112%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%		8.0%	3.3%
	水洗化人口	579人	428人	409人	275人	410人	446人		209人	309人
	地域合計	579人	1,112人	1,112人	856人	856人	446人		518人	3,065人
水洗化率(水洗化人口/処理人口)	85.7%	79.2%	80.8%	80.8%	80.8%	80.8%		86.9%	82.1%	
浄化槽(公共・農業の供用区域を除く)	事業名	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型
	処理人口	9,296人	3,582人	2,652人	963人	3,442人	975人	345人	1,987人	790人
	地区合計	9,296人	3,582人	3,615人	963人	3,442人	1,320人	345人	1,987人	1,344人
	普及率(処理人口/行政人口)	16.8%	28.7%	21.0%	7.6%	33.4%	15.6%	5.5%	42.9%	23.0%
	水洗化人口	9,296人	3,582人	2,652人	963人	3,442人	975人	345人	1,987人	790人
地区合計	9,296人	3,582人	3,615人	963人	3,442人	1,320人	345人	1,987人	1,344人	
コミプラ	普及率(処理人口/行政人口)					1.6%				
	水洗化人口					164人				
合計	処理人口	42,921人	8,598人	7,960人	5,277人	5,178人	1,987人	2,073人	3,748人	77,742人
	普及率(処理人口/行政人口)	77.4%	68.8%	63.2%	51.2%	83.0%	42.9%	60.3%	50.1%	69.0%
	水洗化人口A(公共・農業の供用区域内の水洗化人口を除く)	39,426人	7,494人	7,100人	4,570人	4,655人	1,987人	1,871人	3,670人	70,773人
	水洗化率(水洗化人口A/処理人口)	91.9%	87.2%	89.2%	86.6%	89.9%	100.0%	90.3%	97.9%	91.0%
	公共・農業の供用区域内の浄化槽人口	1,987人	51人	28人	174人	134人		38人		2,412人
	水洗化人口合計C	41,413人	7,545人	7,128人	4,744人	4,789人	1,987人	1,909人	3,670人	73,185人
	水洗化人口割合(水洗化人口合計/行政人口)	74.7%	60.4%	56.8%	46.1%	78.7%	42.9%	55.6%	49.1%	65.0%
参考	単独処理浄化槽汲み取り人口	116人	25人	32人	113人	22人	12人	36人	356人	
		13,926人	4,920人	5,442人	5,442人	1,431人	2,637人	1,527人	3,773人	

注: ※ 公共下水道及び農業集落排水の「処理人口」は、水洗化の有無に関わらず、現在、水洗化することが可能な人口である。
 ※ 「水洗化人口合計C」は、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内の浄化槽人口を含む。
 ※ 「水洗化人口割合」は、県への報告数値とあわせた。
 ※ 「浄化槽」は、し尿のみを処理するいわゆる「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」は、含んでいない。

2-1 大気の状態【測定機関：岩手県】

県では、一般環境大気、自動車排出ガスの測定局を竹山町（一関地区合同庁舎内）と山目字三反田（一関土木センター格納庫内）にそれぞれ設置し、常時監視を行っています。

各項目の年平均値はほぼ横ばいで推移しており、概ね良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダントが環境基準を超過した時間がありましたが、人の健康被害を防止するための注意報・注意喚起の発令には至っておりません。基準超過の要因としては、自然的要因のほか、アジア大陸からの汚染物質の流入が原因と推定されます。なお、全国平均と比較すると低い数値となっています。

市内の測定局における測定結果は、以下のとおりです。

(1) 一般環境大気測定結果（竹山町）

区 分	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(R 2)	全国平均 (R 1)
二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	0.001	0.001	0.001	○	0.000	0.002
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.015	0.013	0.013	○	0.012	0.015
光化学オキシダント (OX) [ppm]	0.027	0.030	0.028	×	0.030	0.047
微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]	9.5	7.0	7.2	○	7.9	9.8

(2) 自動車排出ガス測定結果（山目字三反田）

区 分	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(R 2)	全国平均 (R 1)
二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.011	0.010	0.009	○	0.008	0.015
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.012	0.011	0.010	○	0.011	0.015
微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]	7.5	6.8	7.4	○	8.1	9.8

(3) 有害大気汚染物質測定結果（山目字三反田）

単位：μg/m³

区 分	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(R 2)	全国平均 (R 1)
ベンゼン	0.54	0.51	0.62	○	0.50	0.74
トリクロロエチレン	0.018	0.016	0.014	○	0.024	0.34
テトラクロロエチレン	0.028	0.028	0.015	○	0.012	0.097
ジクロロメタン	0.59	0.51	0.58	○	0.40	1.3

2-2 大気の状態【測定機関：一関市】

(1) 降下ばいじん測定結果

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために降下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

市では、降下ばいじん量の多い、東山地域の滝ノ沢、野平地区の2か所で降下ばいじん測定を実施しています。

○降下ばいじん測定結果（デポジットゲージ回収方式）

単位：t/k m²・30日

調査箇所	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH
滝ノ沢	4.9	7.3	3.4	7.4	2.5	6.7	2.8	7.1	1.9	6.9	3.3	6.7
野平	3.2	7.3	3.3	7.3	1.7	6.5	2.0	6.6	2.3	7.2	3.1	6.6

※降下ばいじんについては環境基準が設定されていませんが、汚染の目安（t/k m²・30日）は以下のとおりとなっています。（※t/k m²・30日とは、1k m²に30日間に降下したばいじんの量を表す。）
10未満：軽度、10以上～20未満：中程度、20以上～30未満：やや高度、30以上：高度

(2) 酸性雪調査結果

化石燃料の燃焼などにより硫黄酸化物や窒素酸化物が雨に取り込まれると酸性雨（pH5.6以下）となることがあります。酸性雨は生態系に対して重大な悪影響を及ぼすほか、文化遺産や建築物にも被害をもたらすことが明らかになっています。

市では毎年、酸性雨の実態を把握するため、市役所駐車場において酸性雪調査を行っています。令和2年度の調査結果は以下のとおりで、酸性傾向を示しています。

年度	調査期間	貯水量合計 (ml)	pH加重平均	導電率加重平均 (μ S/cm)
H29年度	1/23～2/20	2,717	5.20	51.8
H30年度	1/22～2/18	2,323	5.38	78.2
R元年度	1/20～2/16	3,032	5.80	42.3
R2年度	1/18～2/15	2,134	5.55	58.5
盛岡市(R2年度)	1/18～2/15	7,188	5.31	31.8
仙台市(R2年度)	1/18～2/15	1,483	6.86	47.9

3 騒音の状況

(1) 環境騒音

市では、騒音規制法に基づく規制地域（都市計画区域）等の環境騒音を測定しています。
令和2年度の測定結果では、規制地域内の全ての地点で基準に適合しています。

① 環境騒音測定結果

単位：dB

No.	地域	測定地点	類型	環境基準		R元年度		R2年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	旭町地内（大安寺橋付近）	C	65	60	45.9	54.2	48.6	53.6
2		大手町地内（文化センター）	C	65	60	48.7	43.1	49.8	45.9
3		大町地内 （なのはなプラザ駐車場）	C	65	60	54.9	42.9	53.5	48.4
4		関が丘地内（関が丘中央公園）	A	55	45	37.5	35.5	46.7	38.1
5		竹山町地内（市役所）	C	65	60	61.1	53.9	63.6	58.1
6		末広二丁目地内（幸町児童公園）	B	55	45	45.1	39.6	52.7	41.1
7		山目字才天地内	A	55	45	43.9	42.6	51.0	44.9
8		山目町二丁目地内 （中里市民センター）	特例	70	65	67.1	58.8	62.7	49.9
9		前堀地内（前堀浄水場）	特例	70	65	61.2	58.8	68.2	58.2
10		三関字桜町地内（サ・アビリティーズ）	B	65	60	62.4	55.8	62.4	59.6
11		菰荘字高梨北方地内	A	60	55	51.6	44.6	55.4	41.0
12	花泉	涌津字一ノ町地内（花泉支所）	—	—	—	38.1	41.2	49.4	33.3
13	大東	大原字川内地内（大東支所）	—	—	—	45.5	39.4	55.0	39.7
14	千厩	千厩字北方地内（千厩支所）	B	55	45	40.5	33.1	45.0	39.4
15		千厩字町裏地内 （農村勤労福祉センター）	B	65	60	50.8	41.4	60.0	49.8
16	東山	長坂字西本町地内（東山支所）	B	55	45	44.2	38.2	51.5	39.8
17		長坂字町地内（東山大橋付近）	特例	70	65	63.8	58.8	64.2	57.8
18	室根	折壁字八幡沖地内（室根支所）	—	—	—	53.3	39.8	40.0	36.2
19	川崎	薄衣字諏訪前地内（川崎支所）	—	—	—	46.4	36.5	55.9	38.3
20	藤沢	藤沢字町裏地内（藤沢支所）	—	—	—	35.7	41.8	50.1	40.7

※ A類型：専ら住居の用に供される地域 B類型：主として住居の用に供される地域

C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

特 例：幹線交通を担う道路に近接する空間

② 環境基準適合状況

区分	R元年度			R2年度		
	測定地点数	昼間	夜間	測定地点数	昼間	夜間
A類型	昼間3	3	3	昼間3	3	3
	夜間3	100%	100%	夜間3	100%	100%
B類型	昼間5	5	5	昼間5	5	5
	夜間5	100%	100%	夜間5	100%	100%
C類型	昼間4	4	4	昼間4	4	4
	夜間4	100%	100%	夜間4	100%	100%
特例	昼間3	3	3	昼間3	3	3
	夜間3	100%	100%	夜間3	100%	100%

※ 規制地域外（環境基準が適用されない地域）の地点は含めていない。

(2) 自動車騒音常時監視に係る評価

環境省の通知（「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」）に基づき、市内の道路を5か年計画で評価しています。

令和2年度は、21区間において騒音測定及び評価を実施し、周辺住宅へ与える影響について評価を行った結果、99.1%が昼間・夜間とも基準を満たしている状況でした。

なお、評価結果は、道路管理者への騒音対策要望活動の基本資料として活用します。

○自動車騒音常時監視評価結果

路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	延長(km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
東北自動車道	萩荘	赤萩	2.1	107	107	0	0	0
東北自動車道	赤萩	赤萩	0.3	47	47	0	0	0
一般国道4号	萩荘	山目	0.7	68	68	0	0	0
一般国道4号	山目	山目	1.1	89	69	6	0	14
一般国道4号	山目	山目	0.1	6	5	1	0	0
一般国道284号	字機織山	宮坂町	1	130	130	0	0	0
一般国道284号	新大町	幸町	1.7	461	461	0	0	0
一般国道284号	幸町	萩荘	1.4	234	234	0	0	0
一般国道342号	赤萩	赤萩	1.2	45	45	0	0	0
一般国道342号	赤萩	山目	1.5	116	116	0	0	0
一般国道342号	山目	山目	0.3	71	63	0	0	8
一般国道342号	宮坂町	南町	1	291	291	0	0	0
一般国道456号	千厩町千厩	千厩町千厩	1.8	298	298	0	0	0
主要地方道一関停車場線	駅前	新大町	0.1	62	62	0	0	0

路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	延長(km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
主要地方道一関北上線	山目	中央町	0.9	112	112	0	0	0
主要地方道一関北上線	中央町	山目町	1.4	420	419	0	1	0
主要地方道一関大東線	中央町	狐禅寺	2.8	253	252	0	1	0
一般県道山目停車場線	山目町	山目町	0.1	11	11	0	0	0
一般県道一関平泉線	大町	中央町	1.6	327	327	0	0	0
一般県道一関平泉線	山目町	新町	1.4	243	243	0	0	0
一般県道松川千厩線	千厩町千厩	千厩町千厩	0.5	19	19	0	0	0
合計			23	3,410	3,379	7	2	22
					99.1%	0.21%	0.06%	0.65%

(3) 高速交通対策の状況

高速道路（東北縦貫自動車道）の騒音は、防音壁の設置等により環境基準を大きく超過することはなくなりました。一方、新幹線走行に係る騒音は、環境基準を超過している測定地点がありました。

市では、これらの結果に基づき、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し対策を求めています。

①高速道騒音測定結果

No.	調査地点	地域の類型	要請限度 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	赤荻字松ノ木地内 高速東側	特例	75	70	54	50
2	赤荻字松ノ木地内 高速西側	—	—	—	61	60
3	赤荻字上谷地地内 高速東側	A	70	65	51	49
4	赤荻字松ノ木地内 高速西側	—	—	—	55	53
5	赤荻字口袋地内 高速西側	—	—	—	54	51
6	萩荘字境ノ神地内 高速西側	—	—	—	57	52
7	萩荘字西田地内 高速東側	—	—	—	58	52
8	赤荻字宮田地内 高速西側	—	—	—	57	55
9	赤荻字月町地内 高速東側	特例	75	70	59	54
10	赤荻字月町地内 高速西側	特例	75	70	59	56

②新幹線騒音測定地点

No.	測定地点	軌道中心からの距離	キロ程	構造	用途地域	環境基準
1	一関中学校西側	上り 25.0m	404.4k	盛土	未指定	Ⅱ
2	豊町	上り 25.0m	406.9k	高架橋	住居地域	Ⅰ
3	一関トンネル南口	下り 25.0m	412.1k	高架橋	未指定	Ⅱ

※ No. 2は南十軒街で測定していたが、住宅工事の影響により測定地点を変更して実施

③新幹線騒音測定結果

No. 1 一関中学校西側

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
H30年度	77	75以下	309km/h	×
R元年度	77	75以下	303km/h	×
R2年度	76	75以下	304km/h	×

No. 2 豊町（平成30年度及び令和元年度は南十軒街での測定値）

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
H30年度	67	70以下	283km/h	○
R元年度	71	70以下	303km/h	×
R2年度	72	70以下	300km/h	×

No. 3 一関トンネル南口

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
H30年度	76	75以下	292km/h	×
R元年度	78	75以下	318km/h	×
R2年度	77	75以下	294km/h	×

4 振動の状況

市では、振動規制法に基づく規制地域(都市計画区域)内の道路交通振動を測定しています。令和2年度の測定結果では、全ての地点で要請基準を下回っています。

単位：dB

No.	地域	測定地点	区域	要請基準		R元年度		R2年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	市役所前	第2種	70	65	22.8	18.0	22.9	14.0
2		JAファーマーズいわて平泉前	第1種	65	60	38.8	41.3	41.2	32.9
3		高梨交差点	第1種	65	60	49.6	41.8	52.9	46.7
4		大槻交差点	第2種	70	65	49.4	48.3	53.6	44.9
5		中里市民センター前	第2種	70	65	45.7	35.0	47.0	38.2
6		釣山下	第1種	65	60	43.1	35.3	48.9	42.8
7		三関字小沢	第1種	65	60	39.0	31.0	34.9	31.5
8	千厩	JAいわて平泉千厩支店	第2種	70	65	34.5	32.1	45.6	33.4
9	東山	東山大橋	第1種	65	60	40.3	28.0	34.5	17.8

資料：生活環境課

5 環境保全協定（公害防止協定）

市では、市内で事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴って生じる環境汚染などを未然に防止するために事業者が取るべき措置について、市と事業者相互の合意により取り決め、「環境保全協定（公害防止協定）」を締結しています。

従来の「公害防止協定」は公害の未然防止を主な目的としていましたが、現在では、地球環境の保全に向けて事業所が社会的・地域的役割を積極的に果たすといった内容も取り入れられ、「環境保全協定」として締結されています。

令和2年度末では171件の協定が締結されていますが、安全安心なまちづくりを環境面から支える取組として、各事業所の理解と協力を得ながら締結を進めます。

6 環境に関する苦情の状況

市には環境に関する様々な苦情が寄せられており、令和2年度は154件の苦情を取り扱いました。

不法投棄に対する苦情が最も多く、ごみ問題対策巡視員、警察などと連携しながら啓発活動などの取組を進める必要があります。そのほかには、灯油タンクなどからの油漏れによる水質汚濁や土壌汚染、廃棄物の野外焼却に対する苦情などが寄せられています。内訳は以下のとおりです。

区分	主な内容	H30年度	R元年度	R2年度
大気汚染	一般家庭・事業所における廃棄物焼却、野外焼却	7	13	12
水質汚濁	河川・水路等の水の汚れ、家庭用灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	3	9	17
土壌汚染	灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	0	9	15
騒音	住宅や事業活動に伴って発生する騒音	5	4	5
振動	事業活動、交通機関の運行等に伴って発生する振動	0	0	0
悪臭	工場や農業等の事業活動に伴って発生する悪臭	15	13	9
不法投棄	廃棄物の投棄	80	79	82
その他	動物の飼い方、害虫の発生、土地の管理、汚水処理	3	0	14
合計		113	127	154

資料：生活環境課

7 放射線の状況

平成23年の東北地方太平洋沖地震により発生した原子力発電所事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、市においても放射性セシウムの空間線量率の高い箇所が確認されました。

市では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定し、除染作業等の取組を進めたほか、空間放射線量の測定や、学校給食食材・農林産物の放射性物質濃度の測定を行いました。

(1) 空間放射線量の推移

市における空間放射線量は、測定を開始した平成23年6月に比べ、平均で78%低減しています。

単位：μSv/h

測定場所	H23年6月	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月	H23年6月比
一関市役所	0.17	0.05	0.05	0.05	0.05	▲71%
花泉支所	0.24	0.05	0.05	0.05	0.05	▲79%
大東支所	0.19	0.06	0.05	0.06	0.05	▲74%
千厩支所	0.24	0.07	0.07	0.07	0.06	▲75%
東山支所	0.24	0.08	0.06	0.05	0.05	▲79%
室根支所	0.34	0.06	0.06	0.06	0.05	▲85%
川崎支所	0.25	0.05	0.05	0.05	0.05	▲80%
藤沢支所	0.22	0.05	0.05	0.05	0.05	▲77%

資料：岩手県

(2) 空間放射線量の測定

○ 教育施設等の測定

市立小中学校及び私立を含む幼稚園・保育園・児童館等（117 施設）の放射線量の一斉測定を行った結果、校庭・園庭の平均空間線量は、除染の基準である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える施設はありませんでした。（最高：毎時 0.093 マイクロシーベルト、最低：毎時 0.010 マイクロシーベルト、平均：毎時 0.041 マイクロシーベルト）

(3) 放射性物質濃度の測定

① 学校給食食材等の放射性物質濃度測定

小・中学校の給食食材及び提供した給食、幼稚園・保育所等で提供した給食の放射性物質濃度測定を実施し、測定した全ての食材等で、不検出または国の基準を大きく下回る結果となりました。

② 農林産物の放射性物質濃度測定

産直等での販売を目的として生産された農林産物及び自家消費を目的とした農林産物 96 検体の放射性物質濃度測定を実施したところ、基準値を超えたものは 3 検体でした。

※放射性セシウムの国の基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

8 森林整備の状況

市内では、造林・保育事業として、地ごしらえ・植栽 78.15ha、下刈 143.73ha、除間伐 343.30ha、枝打ち 18.86ha などを実施されました。

また、松くい虫の繁殖源を除去し、健全な松林の育成・保全を図るため、被害木等の伐採除去を行っています。令和2年度の駆除量は 778.3 m³でした。

なお、森林愛護団体数は7団体となっており、各団体の活動は資料編 39 ページに掲載しています。

(1) 一関地方育樹祭

「一関地方育樹祭」が、9月26日、千厩町奥玉の飛ヶ森キャンプ場で開催されましたが、前日の大雨と暴風の影響を受けたことから規模を縮小し、主催関係者 26 人により抵抗性アカマツ 2 本、ミズナラ 50 本を植樹しました。

(2) 森は海の恋人植樹祭（室根地域）

6月7日に予定していた「第32回森は海の恋人植樹祭」はコロナ禍のため中止となりましたが、同日に矢越山「ひこばえの森」で「森と海をつなぐ記念植樹会」が開催されました。森海関係者約 30 人が参加し、梓、トチ、クヌギ等の苗木 10 本を植樹しました。

(3) いずみの森交流事業（花泉地域）

「いずみの森交流事業」を11月15日に開催しました。花泉町涌津字悪法師堤周辺において地域住民による事前の下草刈り整備を8月に実施し、交流事業当日は抵抗性アカマツ 60 本、アジサイ 15 本の苗木を植栽し、森林学習として松ぼっくりなどを材料とした「クリスマスキャンドルづくり」を体験しました。下草刈り整備及び交流事業には延べ 107 名の地域住民・児童が参加しました。

(4) どんぐりの森づくり大作戦（千厩地域）

「第12回どんぐりの森づくり大作戦」が、11月2日、千厩町奥玉地内の京の森公園周辺で開催されました。地域の豊かな自然を守ろうと、地元の中学生など約 100 人が参加し、クヌギ林の枝打ち作業を行いました。

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり

1 廃棄物の収集・処理の状況

令和2年度の一人1日当たりの廃棄物排出量は822gとなり、前年度から8g減少しました。また、リサイクル率は16.8%で、前年度から0.8ポイント増加しました。

一人1日当たりの排出量は少ないもののリサイクル率が低い状況となっており、リサイクル率の向上に向け、廃棄物分別の普及啓発を図る必要があります。

※ 参考 一人1日当たりの廃棄物排出量（令和元年度）：国918g/(人・日)、岩手県927g/(人・日)

※ 参考 リサイクル率（令和元年度）：国19.6%、岩手県17.6%

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

○廃棄物の収集・処理の状況

年度	人口(人) ※10/1時点 ①	総排出量			一人1日 当たりの 排出量(g)※1	資源化量 (t) ③	リサイクル 率(%)※2	
		(t) ②	うち生活系 廃棄物(t)	うち事業系 廃棄物(t)				うち集団 回収量(t)
H25年度	126,162	38,478	27,018	9,357	2,103	836	6,012	15.6
H26年度	124,663	38,604	26,387	10,004	2,213	848	6,006	15.6
H27年度	122,919	37,211	25,642	9,411	2,158	827	5,880	15.8
H28年度	121,411	36,646	24,906	9,648	2,092	827	5,530	15.1
H29年度	119,655	36,317	24,701	9,636	1,980	832	5,436	15.0
H30年度	117,814	35,607	24,481	9,359	1,767	828	5,991	16.8
R元年度	115,822	35,189	24,264	9,244	1,681	830	5,628	16.0
R2年度	113,877	34,164	24,280	8,490	1,394	822	5,741	16.8

※1 ②÷①÷365（平成27年度、令和元年度は366）×1,000,000

※2 ③÷②×100

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

2 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し報償金を交付しており、令和2年度はペットボトルを回収品目に追加し683万円を交付しました。

今後も多くの団体に取り組むよう普及啓発を図っていきます。

○有価物集団回収の状況

年度	金属類 (t)	古紙類 (t)	ビン類 (本)	ペットボトル (t)	交付団体	(延べ数)
H30年度	108.9	1,553.9	74,602		331	850
R元年度	120.1	1,460.1	67,749		330	882
R2年度	113.1	1,191.5	39,091	29.7	332	821

※ 報償金単価：金属・古紙類・ペットボトル1kg5円、ビン類1本4円

資料：生活環境課

3 生ごみ減量機器購入補助の状況

市では、生ごみ減量機器の購入に対して補助金を交付し、生ごみの減量に努めています。令和2年度からは種類ごとの補助金額を増額しており、今後さらに普及促進を図るため、関係団体と連携した講習会等の開催や広報等による周知を図っていきます。

○生ごみ減量機器購入補助実績

単位：台

年度	種類				合計
	電動式生ごみ処理機	手動式生ごみ処理機	コンポスト化容器 A (土上設置型)	コンポスト化容器 B (生ごみ発酵剤等使用密閉容器型)	
H30 年度	14	6	115	2	137
R 元年度	20	7	96	1	124
R 2 年度	37	0	32	4	73

※ 補助金は購入金額の1/2以内とし、電動式生ごみ処理機：20,000円(30,000)円、手動式生ごみ処理機：7,000円(10,000円)、コンポスト化容器A：2,000円(3,000円)、コンポスト化容器B：1,000円(2,000円)が上限(()内は令和2年度からの額)。

資料：生活環境課

4 食品ロス削減に向けた取組

平成29年度から、宴会や会食での食べ残しを減らすため、最初の30分間と最後の10分間は席を立てずに料理を楽しむ「30・10(さんまる・いちまる)運動」を推進しています。

この運動に賛同いただいた飲食店や宿泊施設を、市が「残さず食べよう！30・10運動協力店」として認定しています。協力店では、ポスターの掲示や啓発物品による普及啓発のほか、「小盛りメニューの導入」や「持ち帰り希望者への対応」などを実施しているところもあります。令和2年度からは岩手県の「もったいない・いわて☆食べきり協力店」と連携した取組を行っており、令和2年度末時点での認定協力店は45店舗となっています。

5 使用済小型家電回収・古着回収の状況

(1) 使用済小型家電回収

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。これまで不燃物として処理していた小型家電を回収し再資源化することで、貴重な資源の有効活用と最終処分場の延命化が図られます。

一関地区広域行政組合では、平成26年1月から使用済小型家電を回収しています。市内、平泉町内の庁舎、市民センター等の公共施設48か所に回収ボックスを設置しているほか、各家庭から不燃物として排出されたものを清掃センターで選別し、対象となる小型家電をピックアップ回収しています。



○使用済小型家電資源化量

単位：t

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計
H30年度	11.2	21.4	8.4	41.0
R元年度	8.4	31.5	8.2	48.1
R2年度	8.8	26.7	13.6	49.1

(2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、家庭で不要になった古着の回収を各地域で計画しましたが、令和2年度は引渡先の工場火災により中止した地域があったため回収量は6tにとどまりました。

6 ごみ問題対策巡視員の取組

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用を促進するため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員457人が選任され、集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や、不法投棄の通報等の取組を行っています。

7 不法投棄の状況

不法投棄をなくすため、看板の設置などによる啓発活動を行うとともに、各地域の公衆衛生組合などが環境衛生パトロールを実施し、不法投棄廃棄物の回収を行っています。また、監視カメラを設置し、監視を強化しています。

今後も、ポイ捨て防止条例の周知、粗大ごみ等の処理方法の周知、ごみ問題対策巡視員による巡視等を継続し、不法投棄の抑止を図っていきます。

○不法投棄の状況

年度	清掃センターへの搬入分（t）			家電リサイクル法対象 不法投棄物
	一関清掃センター	大東清掃センター	合計	
H29年度	5.24	4.84	10.08	テレビ ³ 32台、冷蔵庫7台、洗濯機17台、エアコン5台
H30年度	2.80	4.81	7.61	テレビ ³ 49台、冷蔵庫19台、洗濯機9台、エアコン2台
R元年度	2.13	4.85	6.98	テレビ ³ 45台、冷蔵庫11台、洗濯機9台
R2年度	3.72	2.46	6.18	テレビ ³ 39台、冷蔵庫3台、洗濯機16台、エアコン4台

資料：一関地区広域行政組合、生活環境課

8 ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止など、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨てなどのないきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年6月1日に「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」が施行されました。

条例の趣旨を広く市民にアピールするため、市職員等による率先活動として、毎年6月上旬に庁舎周辺などでポイ捨てごみの清掃活動を行っていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、清掃活動を見送りました。

ポスター、のぼり旗、看板などによりポイ捨て、不法投棄防止を呼びかけています。

基本方針 4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり

1 景観形成に関する取組

市では、良好な景観まちづくりの推進を目的として、景観づくりに寄与する自主的な活動を行うと認められる団体を景観まちづくり（むらづくり）団体として認定しており、現在、4団体が認定されています。

○一関市景観まちづくり（本寺地区景観むらづくり住民）団体

No.	団体名	景観計画	認定月日
1	本寺地区地域づくり推進協議会	本寺地区	H19. 11. 30
2	(社)岩手県建築士会一関支部	一関市	H24. 1. 19
3	かやぶき民家を残す会	一関市	H24. 3. 8
4	NPO 一関のなかなか遺産を考える会	一関市	H26. 7. 25

資料：都市整備課

2 公園緑地の整備状況

市では、市民の憩いの場、自然に親しむ場として、公園緑地の整備を行っています。令和2年度末時点の整備状況は以下のとおりです。

○公園緑地整備状況

単位：ha

区 分	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	運動公園	総合公園	風致公園	市公園等	総数
公園数	72 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	27 (0)	113 (0)
面積	10.9 (0)	4.7 (0)	9.4 (0)	19.2 (0)	21.2 (0)	66.7 (0)	1.1 (0)	51.3 (0)	184.5 (0)

※（ ）内は前年度比

資料：都市整備課

3 空家対策の状況

空き家の増加は、周辺的生活環境や景観の悪化、地域の魅力の低下などにつながることから、今後の地域づくりを進めていく上で、重要な課題となっています。

市では平成25年度から、活用できる空き家を有効に利用するため「空き家バンク制度」を実施しており、令和2年度は、空き家バンクへの登録が38件、成約が19件（19世帯40人）ありました。

また、平成28年度に策定した「一関市空家等対策計画」は令和2年度で最終年度を迎えましたが、引き続き空家等への対策を進める必要があることから、令和3年度から令和7年度を計画期間とする新たな「一関市空家等対策計画」を策定しました。併せて、「一関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則」及び「一関市特定空家等認定基準」を制定し、管理不全により危険な状態となっている空家等に対応しています。

令和2年度は、窓口での相談対応のほか、空家相談会を3回開催し、92人から相談を受けました。また、空き家の相続や利活用に関するセミナーを開催しました。

基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり

1 環境教育事業

地球温暖化や身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

令和2年度に実施した環境教育事業は以下のとおりです。なお、例年実施している親子リサイクル体験教室は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開催しませんでした。このほかに市や民間団体などが実施した主な事業は資料編40ページのとおりです。

事業名	内容	対象	参加者数 (参加校)	実施主体
夏休みエコ体験教室	環境学習交流センターのスタッフによる講義、リサイクル工作など	小4～小6の児童、保護者	親子12組24名	一関市
自然観察会	散策しながらの自然観察及びいちのせき健康の森の職員や県環境アドバイザーによる解説 (3回開催)	全ての方	延べ32名	一関市(いちのせき健康の森)

資料：生活環境課



夏休みエコ体験教室



いちのせき健康の森主催事業「自然観察会」

2 小中学校での環境に関する取組

各小中学校では、総合的な学習の時間などを利用した環境学習や児童会・生徒会を中心とした環境保全活動などに取り組んでいます。

令和2年度における各学校の主な取組は資料編40～43ページのとおりです。

3 花いっぱい運動

個人、職場、地域などで取り組む「花いっぱい運動」は、地域の景観向上や景観に対する意識啓発に大きく寄与しています。

令和2年度のコンクール参加状況は次のとおりです。

○花いっぱいコンクール参加状況

単位：件

		一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
フラワー ロード 部門 (沿道花壇)	地域の部	10 (△3)	10 (0)	14 (△1)	6 (△1)	6 (△3)	18 (4)	4 (0)	5 (△1)	73 (△5)
	学校・企 業の部	0 (0)	0 (△1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (△1)	1 (0)	0 (0)	1 (△2)
	個人の部	2 (△1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (△2)	4 (△2)
	小 計	12 (△4)	10 (△1)	15 (0)	6 (△1)	6 (△3)	19 (3)	5 (0)	5 (△3)	78 (△9)
一般花壇 部門	地域の部	4 (0)	3 (1)	9 (1)	3 (△1)	5 (0)	5 (△1)	4 (△1)	8 (△1)	41 (△2)
	学校・企 業の部	2 (△1)	4 (0)	4 (△1)	1 (△1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (2)	16 (1)
	個人の部	1 (1)	1 (0)	2 (△1)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	3 (0)	11 (0)
	小 計	7 (0)	8 (1)	15 (△1)	4 (0)	5 (0)	12 (△1)	4 (△1)	13 (1)	68 (△1)
まちなか 部門	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (△1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	
合 計	22 (△3)	18 (0)	30 (△1)	10 (△2)	12 (△3)	31 (2)	9 (△1)	18 (△2)	150 (△10)	

※()内は前年度比

資料：まちづくり推進課

4 公衆衛生組合連合会の取組

各地域の公衆衛生組合連合会が中心となり、市内全域で秋（10月）の一斉清掃が実施されました。参加人数は21,539人でした。

なお、春（4月）の一斉清掃は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。

この他にも、各公衆衛生組合連合会において、清掃活動や環境パトロールなどが実施されました。

5 アドプト（養子縁組）協定の締結

市では、自治会や企業等の 12 団体とアドプト協定を締結し、身近な道路、公園などの保守管理を行っていただいています。

○アドプト協定締結団体

地域	里親（活動団体）	養子（活動施設等）	締結年月日
藤沢	ほろわ湖彩り推進委員会	金越沢ダム（ほろわ湖）	H17. 1. 18
千厩	天ヶ森自治会	市道広域千厩線	H18. 3. 8
千厩	花貫自治会	市道広域千厩線	H18. 11. 30
千厩	南小梨自治会	市道広域千厩線	H18. 11. 30
千厩	ニッコー・ファインメック(株)	千厩おくたま親水公園	H19. 9. 8
一関	三光化成(株)東北事業所	市道沖線	H21. 3. 6
一関	南沢部落自治会	市道萩荘南沢線	H22. 3. 19
大東	いわて平泉農業協同組合	市道菅生前 1 号線	H24. 3. 30
川崎	新町会	諏訪前地区児童公園、市道薄衣町裏線ほか	H27. 12. 4
川崎	高成自治会	高成児童公園、市道高成線ほか	H27. 12. 4
花泉	(株)舞石組 照盛・小沼環境保全会	市道館ヶ崎線	H29. 9. 11
一関	中里 7 民区自治会	市道後沢田線	R元. 6. 5

資料：生活環境課

環境基本計画（総合計画）指標

施策の進捗度合いを示すため、現状値と達成目標を掲げています。

なお、多くの指標が一関市総合計画の指標と重複するため、総合計画の目標年次である令和2年度に指標達成の目標年次を合わせています。

基本方針1を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 R 2	目標 R 2	達成率 (%)	目標の設定
1	太陽光発電システム (10kW未満) 導入件数	件	1,980	3,016	3,500	86.2	新エネルギービジョン導入目標値による
2	二酸化炭素排出量	tCO ₂ /年	795,400 (1,022,000)	— (932,065) ※H30	684,101 (908,195)	— (97.4)	省エネルギービジョン消費量目標値による H24 推計値 () 内は国の地球温暖化対策の中期目標により試算

基本方針2を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 R 2	目標 R 2	達成率 (%)	目標の設定
1	環境基準の類型指定河川 における基準値達成率	%	100	100	100	100.0	すべての類型指定河川で水質基準 (BOD値) の達成を維持する
2	環境保全協定締結件数	件	154	171	169	101.1	おおむね10%増を目指す
3	一ノ関駅乗車数 (1日当 たりの乗車数)	人/年	4,574	3,040	4,855	62.6	毎年1%増を目指す
4	市営バスの年間利用者数	人/年	185,906	120,416	195,201	61.7	5%増を目指す
5	汚水処理人口普及率	%	59.9	69.0	73.0	94.5	13.1ポイントの増を目指す
6	間伐実績	ha	566	343.3	600	57.2	おおむね6%増を目指す
7	燃料用チップ生産量	BDt/ 年	25,000	13,439	25,900	51.9	おおむね4%増を目指す
8	水生生物調査参加者数	人	403	336	480	70.0	20%増やす
9	森林愛護少年団活動参加 者数	人	4,927	2,420	4,927	49.1	現状を維持する

基本方針3を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 R 2	目標 R 2	達成率 (%)	目標の設定
1	1人1日当たりの排出量(一般廃棄物)	g/日	848	822	760	92.5	10%減を目指す
2	リサイクル率 (一般廃棄物)	%	15.6	16.8	17.1	98.2	1.5ポイントの増を目指す
3	古着回収量	t	27.3	6.0	30.0	20.0	10%増やす(H27比)
4	使用済小型家電回収量	t	26.9	49.1	29.6	165.9	10%増やす(H27比)
5	有価物集団回収参加団体数	団体	335	332	353	94.1	毎年3団体増やす

基本方針4を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 R 2	目標 R 2	達成率 (%)	目標の設定
1	景観まちづくり団体数	団体	4	4	6	66.6	50%増を目指す
2	長期優良住宅認定率	%	7.9	24.7	9.2	268.5	1.3ポイントの増を目指す
3	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,482	27,607	36,500	75.6	毎年おおむね5%増を目指す
4	空き家バンクの登録件数	件	8	38	20	190.0	2.5倍を目指す
5	木造住宅耐震改修工事助成件数	件	90	104	120	86.6	毎年5件を目指す
6	1人当たりの公園面積	m ² /人	14.9	16.4	16.7	98.2	人口減少を踏まえ現状維持を目指す

基本方針5を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 R 2	目標 R 2	達成率 (%)	目標の設定
1	花いっぱい運動参加者 (団体)数	団体	193	150	193	77.7	現状を維持する
2	一斉清掃参加者数	人	48,685	21,529	48,685	44.2	現状を維持する(H27比)
3	アドプトプログラム協定 締結団体数(市との締結)	団体	8	12	14	85.7	毎年1団体増やす

※一斉清掃は2回実施を想定したものであるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として春を中止し、秋のみ実施した。

※達成状況：25項目中、5項目で目標を達成しています。

◇◇◇ 資 料 ◇◇◇

1 森林愛護団体の取組

団体名	主な取組
永井小学校森林愛護少年団	環境整備作業(103名)、高倉山環境整備作業(35名)
金沢自然愛護少年団	緑化活動(96名)、森林教室(16名)、森林作業体験学習(57名)
興田自然愛護少年団	どんぐりの種植え作業(21名)、環境ボランティアとの球根植え(14名)
東山森林愛護少年団	校庭の樹木観察(39名)、環境整備作業(251名)、野菜の苗植え(155名)
室根山自然愛護少年団	室根山クリーン作戦(13名)、室根山自然体験学習(69名)、環境保全活動(69名)
室根西自然愛護少年団	環境保全活動(279名)
川崎自然愛護少年団	学校環境整備(122名)学級畑整地作業・野菜苗植え(61名)、お花見(61名)

資料：農地林務課

2 市・民間団体などが実施した環境関連事業

地域	実施団体等	内 容
一関	一関東工業団地企業連絡協議会	工業団地内のごみ拾い
	本寺地区地域づくり推進協議会	水路維持保全ボランティア作業、骨寺村荘園遺跡コアゾーン内除草作業
	骨寺村ガイドンス運営協議会	須川と本寺の自然観察、栗駒山麓ジオパークと真湯探訪(自然観察会)、布草履づくり
大東	曾慶市民センター	ホテル観賞事業「蛍を見つけに行こう！」

※ この他にも各地域において、自治会や環境団体等による取組が行われています。

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民センター等での環境関連事業数が例年に比較し、大幅に減少しています。

3 小中学校での環境に関する取組

(1) 小学校

地域	学校名	主な取組
一関	一関	ミニトマトの栽培(2年)、清掃センター・浄水場見学(4年)、水生生物調査(5年)、校庭石拾い(全校)、学校花壇の整備(美化委員会5・6年)
	山目	ミニトマトの栽培(2年)、浄水場見学(4年)、プール清掃(5・6年)、のびのび菜園の野菜作り(全校)、資源回収(PTA)
	赤荻	ミニトマトの栽培(2年)、リサイクルプラザ・清掃センター・水浄化センター・照井堰見学(4年)、稲の栽培(5年)、プール清掃(5・6年)、資源回収(福祉委員会)
	中里	ミニトマト栽培(2年)、清掃センター・浄水場見学(4年)、へちま栽培・観察(4年)、プール清掃(全校)、環境整備作業(PTA)
	滝沢	清掃センター見学(4年)、米作り体験(5年)、EM菌によるプール浄化(4～6年)、花や野菜等の栽培活動(全校)、校舎内外の清掃活動(全校)

地域	学校名	主な取組
一関	南	へチマの栽培・観察（4年）、清掃センター・浄水場・吸川放流路見学（4年）、プール清掃（5・6年）、さつまいも・えだ豆等の栽培（特別支援）
	弥栄	水生生物調査（4年）、EM菌作成（4年）、清掃センター見学（4年）、プール清掃（全校）、学校周辺の清掃活動（全校）
	萩荘	自然体験（1年）、栽培活動（全校）、プール掃除・草取り作業（全校）、資源回収（PTA）、環境整備作業（PTA）
	巖美	リサイクルプラザ・浄水場見学学習（4年）、巖美溪巣箱清掃（6年）、学校花壇の整備（全校）、環境整備作業（PTA）、資源回収（PTA）
	舞川	EM菌作成（3～6年）、球根掘り（全校）、花の苗植え（全校）、秋の花を観る会（全校）、球根植え（全校）
花泉	永井	清掃センター・浄水場見学（4年）、期末大掃除・プール清掃・校庭の草取り（全校）、野菜等の栽培（全校）、花壇作り（全校）、環境整備作業（PTA）
	涌津	浄水場・清掃工場見学、いちのせき健康の森宿泊自然体験（5年）、田植え・稲刈り・プール清掃（5年）、期末清掃（全校）、校庭整備（全校）
	油島	緑化活動（全校）、草取り（全校）、期末大掃除・プール清掃（全校）、栽培活動（全校）、資源回収（全校・PTA）
	花泉	水生生物調査（5年）、資源回収（全校）、プール清掃（全校）、花壇作り（全校）、校庭の草取り・石拾い（全校）
	老松	浄水場・ごみ処理場の見学（4年）、SDGsの学習（5・6年）、プール清掃（5・6年）米・野菜作り（全校）、校庭の石拾い（全校）
	金沢	花壇整備（保健環境委員会）、プール清掃（全校）、学校周辺の清掃活動（全校）、資源回収（PTA）、校地内草刈り・清掃活動（PTA）
大東	大原	水生生物調査（4年）、清掃センター見学（4年）、野菜作り（全校）、プール清掃（全校）
	大東	水生生物調査（3年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、プール清掃（5・6年）、農作物栽培（特別支援学級）、環境整備作業（全校）
	興田	鮭の稚魚放流（1～3年）、EMづくり（3年）、学校花壇の整備（4年）、ガードレール清掃（5・6年・中学校と合同）、自然愛護少年団ドングリの育苗（6年）
	猿沢	水生生物調査（4年）、地球温暖化を防ごう隊への参加（4年）、森林学習（4年）、学級ごとの栽培活動（全校）、プール清掃（全校）
千厩	千小エコレンジャー（4年総合的な学習の時間）、浄水場見学（4年）、農作物の栽培（全校）、プール清掃（5・6年）、環境整備作業（PTA）	
東山	東山	農作物の栽培（1～4年）、花壇の整備（環境委員会）、プール清掃（全校）
室根	室根東	地球温暖化を防ごう隊への参加（4年）、室根山クリーン作戦（5年）、水生生物調査（5年）、学校花壇の整備（全校）、巻芯ECOプロジェクトへの参加（全校）
	室根西	水生生物調査（4年）、森と海の関わりの学習（6年）、農作物の栽培（全校）、学級花壇の整備（全校）、資源回収（児童・PTA）
川崎	川崎	ホテルの学習（3年）、水生生物調査（4年）、門崎メダカ米の栽培（5年）、プール清掃（3～6年）、農作物の栽培（全校）

地域	学校名	主な取組
藤沢	藤沢	学校庭園の整備・農作物の栽培（全校）、野外活動（5年）、プール清掃（5・6年）、早朝環境整備作業・資源回収（PTA・希望児童）
	黄海	稲作栽培（5年）、花壇整備・環境美化（全校）、プール清掃（全校）、校庭・学校草刈り（PTA）
	新沼	学校花壇の整備（全校）、農作物の栽培（全校）、資源回収（PTA）

(2) 中学校

地域	学校名	主な取組
一関	一関	使用済みインクカートリッジ回収（生徒会管理委員会）、学校花壇の整備（総合文化部）、親子環境整備事業（全校・PTA）
	磐井	環境関連図書の展示（全校）、地区奉仕活動（ごみ拾い、公民館等の清掃）（全校）、環境整備作業（全校・PTA）
	一関東	牛乳パックの回収（全校）、地区奉仕活動（全校）、資源回収（生徒会）
	桜町	書き損じはがきの回収（全校）、学校花壇の整備（特別支援学級）、吸川の水生生物調査（情報科学部）
	萩荘	資源回収（全校・PTA）、環境整備作業（全校・PTA）、地区奉仕活動（全校）
	巖美	高田松原植林・下草刈り奉仕活動（1年）、巖美溪畔清掃（全校）、資源回収（全校）、プール清掃（全校）、地域の清掃活動（PTA）
	舞川	530運動（道路のごみ拾い）（全校）、プール清掃（全校）、花壇整備（全校）
花泉	花泉	栽培体験（3年）、エコキャップ・プラタプの回収（全校）、環境美化活動（全校）、花壇整備（全校・PTA）
大東	大原	水生生物調査（3年）、地区奉仕活動（全校）、環境整備作業（PTA）、資源回収（全校・PTA）
	大東	節電・節水の呼びかけ（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
	興田	古紙回収（全校）、プール清掃（全校）、校地の除雪作業（全校）、ガードレール清掃（全校、小学校と合同）、校地の草刈り作業（全校・PTA）
千厩	千厩	以前植樹した木々の枝打ち作業（3年）、書き損じはがきの回収（全校）、環境整備作業（全校・PTA）、地区奉仕活動（全校・PTA）
東山	東山	緑のサヘル講演会（2年）、地域の道路のごみ拾いとレポート作成（3年）、野菜の栽培（2年・特別支援学級）、ガードレール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
室根	室根	花壇作り・整備（全校）、早朝環境整備作業（全校・PTA）、廃油石鹸作り（保健委員会）
川崎	川崎	北上川清掃活動（3年）、古紙・資源回収（全校）、地域奉仕活動（全校）、親子草刈り作業（全校・PTA）
藤沢	藤沢	野菜栽培（2年）、農園・花壇作り（特別支援学級）、花壇整備（合唱委員会）、環境整備作業（PTA）

資料：各小中学校



永井小学校



巖美小学校



室根中学校



巖美中学校



東山中学校



大原中学校



室根中学校

4 一関市環境基本条例

平成18年12月22日条例第79号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第21条）
- 第4章 環境審議会（第22条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

らない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境策定を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(公共的施設等の整備及び事業推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用

が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第 16 条 市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施・監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境保全における相互協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属している者

- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者
(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第28条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成19年3月22日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第7条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼い犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

■発行 一関市 市民環境部 生活環境課
〒021-8501
岩手県一関市竹山町7番2号
TEL: 0191-21-8331、8341 (直通)
FAX: 0191-21-2101
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>